

置法に規定する特定施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、対象から電気通信研究開発促進施設等を除外し、事業所床面積から4分の1（現行3分の1）に相当する面積を3年間（現行5年間）控除することとしたうえ、その適用期限を2年延長すること。（附則第32条の7関係）

- (ロ) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する課税標準の特例措置について、事業所床面積から3分の1（現行2分の1）に相当する面積を控除することとしたうえ、その適用期限を2年延長すること。

（附則第32条の8関係）

- 3 専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して電気通信事業法に規定する電気通信事業を営む者のうち移動電話事業者が事業の用に供する一定の施設に対する課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長すること。（附則第32条の8関係）

- 4 次に掲げる非課税措置等を廃止すること。

- (イ) 証券取引所（株式会社であるものを除く。）、商品取引所又は金融先物取引所（株式会社であるものを除く。）が本来の事業の用に供する施設に対する非課税措置（第701条の34関係）

- (ロ) 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律に規定する特定周辺整備地区において整備される特定施設に対する資産割の非課税措置（附則第32条の3関係）

- (ハ) 中小企業者が環境事業団から譲渡を受けた集団設置建物に対する資産割の課税標準の特例措置（附則第32条の7関係）

十三 その他

- 1 標準税率によることを要しない場合に係る規定を整備すること。（第1条関係）
- 2 新設型の地方独立行政法人のうち公立大学法人について、非課税措置等の所要の措置を講ずること。（第25条、第73条の3、第146条、第179条、第296条、第348条、第443条、第586条、第699条の4、第702条の2、第704条関係）
- 3 特殊法人等整理合理化計画に基づき特殊法人等が独立行政法人等に移行

することに鑑み、法人住民税、法人事業税、不動産取得税、固定資産税等について、法人の出資及び業務の内容等に応じ、当該独立行政法人等に対し、現在の特殊法人等に対する非課税措置を継続する等の所要の措置を講ずること。（第25条、第72条の4、第72条の5、第73条の2、第73条の4、第73条の7、第73条の14、第73条の27の2、第73条の27の5、第73条の28、第296条、第348条、第349条の3、第586条、第602条、第701条の34、附則第10条、附則第10条の2、附則第11条、附則第15条、附則第31条の2、附則第39条の3 関係）

- 4 地方団体の長が証明書を交付しなければならない地方団体の徴収金に関する事項に地方団体が備えなければならない帳簿に登録された事項を含めることとし、これに伴う規定の整備を行うこと。（第20条の10、382条の3 関係）

第二 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律に関する事項

東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法に基づき平成22年3月31日までに取得される一定の空港の用に供する固定資産について市町村交付金の算定標準額を最初の10年間その価格の4分の1（現行2分の1）の額とすること。（附則第17項関係）

第三 その他

- 一 その他所要の規定の整備を行うこと。

二 前記第一の一の2の改正は平成17年1月1日から、第一の二の2の改正は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の施行の日から、第一の三の6及び7の改正は平成16年7月1日から、第一の四の(一)及び(二)の改正は平成17年4月1日から、第一の六の4の改正は特定都市河川浸水被害対策法の施行の日から、第一の十の改正は平成16年6月1日から、第一の十二の2の(五)の改正は特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日から、第一の十三の3の改正は独立行政法人等の設置等の日等から、第二の改正は東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法の施行の日から、その他の改正は平成16年4月1日から施行すること。

(2) 所得譲与税法案要綱

[平16. 2. 6 閣議決定]

第一 趣旨

この法律は、個人の所得課税に係る国から地方公共団体への本格的な税源の移譲を行うまでの間の措置として所得譲与税を地方公共団体に対して譲与するため、必要な事項を定めるものとする。こと。（第1条関係）

第二 所得譲与税

所得税の収入額のうち4,249億円に相当する額をもって所得譲与税とすること。（第2条関係）

第三 都道府県及び市町村への譲与の割合

所得譲与税は、その2分の1に相当する額を都道府県に対して、その2分の1に相当する額を市町村（特別区を含む。）に対して譲与するものとする。こと。（第3条関係）

第四 譲与の基準

都道府県及び市町村に対して譲与すべき所得譲与税は、国勢調査による人口で等分して譲与するものとする。こと。（第3条関係）

第五 譲与の時期

所得譲与税は、毎年度9月及び3月に、それぞれ当該年度に譲与すべき額の2分の1に相当する額を譲与するものとする。こと。（第4条関係）

第六 使途

国は、所得譲与税の譲与に当たっては、その使途について条件を付け、又は制限してはならないものとする。こと。（第8条関係）

第七 その他

一 施行期日

この法律は公布の日から施行し、平成16年度分の所得譲与税から適用するこ

と。（附則第 1 条関係）

二 その他

関係法律について所要の規定の整備を行うこと。

2. 政令案要綱

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

[平16.3.30 閣議決定]

第一 地方税法施行令に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

- 1 個人の均等割を課することができないこととされる者の所得の限度額に係る基準を、35万円に一定の率を乗じて得た金額に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に22万円（現行24万円）に一定の率を乗じて得た金額を加算した金額）に改めること。（第47条の3関係）
- 2 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例制度について、控除の方法、居住用財産の譲渡損失の金額の計算方法その他この特例の適用に関し必要な事項を定めること（附則第4条関係）
- 3 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例制度について、控除の方法、特定居住用財産の譲渡損失の金額の計算方法、通算後譲渡損失の金額の計算方法、純損失の繰越控除の対象となる純損失の金額から除かれる特定居住用財産の譲渡損失に係る純損失の金額の計算の方法その他この特例の適用に関し必要な事項を定めること。（附則第4条の2関係）

二 事業税

- 1 法人の各事業年度の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の算定について、各事業年度に支出される金額で当該事業年度の報酬給与額、支払利子及び支払賃借料に含まれるものを、当該事業年度に支出される金額で棚卸資産等に係るものとする。こと。（第20条の2の2、第20条の2の5、第20条の2の6、第20条の2の8関係）
- 2 法人の各事業年度の単年度損益及び所得割の課税標準の算定について、資産整理に伴う私財提供等があった場合の欠損金の損金算入の特例制度に関する法人税の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。（第20条の2の11、第20条の3関係）
- 3 銀行等保有株式取得機構に係る資本割の課税標準の特例措置について、

資本等の金額を証券取引法施行令に掲げる一定の証券会社の最低資本金の額（10億円）とすること。（附則第6条の2の2関係）

- 4 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法に規定する東京湾横断道路建設事業者に係る資本割の課税標準の特例措置について、当該法人に係る総資産の帳簿価額の計算の方法等を定めるものとする。（附則第6条の2の2関係）
- 5 国又は都道府県が作成した総合的な地域開発に関する一定の計画に基づき、主として工場、住宅又は流通業務施設の用に供する目的で行われる一団の土地の造成に関する事業を行う法人に係る資本割の課税標準の特例措置について、その対象となる計画の細目を定めること。（附則第6条の2の2関係）

三 不動産取得税

- 1 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象から車両、機械又は器具の検査又は修繕の用に供する不動産を除外すること。（第36条の3関係）
- 2 独立行政法人都市再生機構が業務の用に供する土地に係る非課税措置について、その対象に国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供する施設の敷地の整備又は当該施設の用に供する宅地の造成並びに当該敷地又は当該宅地の管理及び譲渡の用に供する土地を追加すること。（第37条の2の3関係）
- 3 防災街区整備事業の施行に伴い、補償金を受けて従前の不動産に代わるものと道府県知事が認める不動産を取得する場合における当該不動産に係る課税標準の特例措置について、従前の不動産の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合の取扱いを定めること。（第39条関係）
- 4 防災街区整備事業の施行に伴い、やむを得ない事情により権利変換を希望しない旨の申出をした場合に取得する不動産に係る課税標準の特例措置について、その対象となる場合の細目を定めること。（第39条の2関係）
- 5 新築特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置における土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を3年（本則2年）以内に緩和する特例措置について、3年以内に住宅が新築されることが困難である場合においては、4年以内に緩和する特例措置について、その対象となる場合の細目を定め

ること。（附則第6条の17関係）

- 6 民法第34条の法人が国立大学法人等が使用の対価を時価より低く定めた土地の上に取得する当該国立大学法人との共同研究の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置について、その対象となる民法第34条の法人の細目を定めること。（附則第7条関係）
- 7 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて取得する国立大学の校舎の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置について、その対象となる家屋の細目を定めること。（附則第7条関係）

四 自動車税

排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車について税率を軽減する特例措置について、その対象となる低燃費車でエネルギー消費効率が優れたものとして、そのエネルギー消費効率が、低燃費車に係る基準となるエネルギー消費効率の100分の105を乗じて得た数値以上の自動車で総務省令で定めるものとする。こと。（附則第10条の2関係）

五 道府県法定外普通税、市町村法定外普通税及び法定外目的税

総務大臣への協議・同意を必要としない変更を、税率の引下げ、廃止及び条例の規定が効力を有する期間の短縮とすること。（第45条の2、第54条の58、第56条の91関係）

六 固定資産税及び都市計画税

- 1 鉄道事業者等が営業路線の線路の増設をするために敷設した構築物に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の範囲から車庫構築物を除外すること。（第52条関係）
- 2 農業協同組合等が資金の貸付けを受けて取得する農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる設備の1台又は1基の取得価額の要件を330万円（現行290万円）とすること。（第52条の2の2関係）
- 3 鉄道事業者等が特定の車庫の新增設をするために敷設した構築物に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の範囲から車庫

構築物を除外すること。（第52条の10の4 関係）

- 4 倉庫業者が新增設した流通機能の高度化に寄与する倉庫に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる倉庫の細目を定めること。（附則第11条関係）
- 5 港湾運送事業者等が新增設した流通機能の高度化に寄与する上屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる上屋の細目を定めること。（附則第11条関係）
- 6 民法第34条の法人が国立大学法人等が使用の対価を時価より低く定めた土地の上に取得した当該国立大学法人との共同研究の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる民法第34条の法人の細目を定めること。（附則第11条関係）
- 7 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく選定事業者が政府の補助を受けた選定事業により整備する国立大学の校舎の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置について、その対象となる家屋及び償却資産の細目を定めること。
（附則第11条関係）
- 8 鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した火災時における旅客の安全の確保に資する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる鉄道施設等の貸付けを行う法人の細目を定めること。（附則第11条関係）
- 9 新築住宅等に係る固定資産税の減額措置について、戸建以外の貸家住宅に係る床面積要件の下限を40平方メートル（現行35平方メートル）とすること。（附則第12条関係）
- 10 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に規定する特定優良賃貸住宅である貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる貸家住宅の細目を定めること。（附則第12条関係）
- 11 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる貸家住宅の細目を定めること。（附則第12条関係）

七 市町村たばこ税

市町村が市町村たばこ税を都道府県に交付する場合において、その交付時

期を当該年度の翌年度の7月31日までとするとともに、交付すべき額を定めること。（第53条の6関係）

八 特別土地保有税

非課税等特別措置について、所要の措置を講じること。（第54条の13、第54条の13の3、第54条の13の4、第54条の13の6、第54条の13の11、第54条の13の13から第54条の13の16まで、第54条の13の18、第54条の13の19、第54条の15の5、第54条の15の6、第54条の23、第54条の32、第54条の34、附則第15条の3関係）

九 自動車取得税

- 1 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の特定地域の外において、一定の自動車を、一定の日前に完全廃車して、新たに最新の自動車排出ガス基準に適合した自動車に買い換えた場合の税率の特例措置の対象となる自動車の範囲等を次のとおりとすること。（附則第16条の2の6関係）

(一) 平成10年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車その他の排出ガス保安基準に適合する自動車について、自動車登録ファイルに次に掲げる排出ガス保安基準のいずれかに適合するものとして登録された自動車で総務省令で定めるものを廃止すること。

イ 平成12年自動車排出ガス規制

ロ 平成13年自動車排出ガス規制

ハ 平成15年自動車排出ガス規制

ニ 平成16年自動車排出ガス規制

(二) 平成10年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車その他の排出ガス保安基準に適合する自動車について、自動車登録ファイルに平成17年排出ガス保安基準に適合するものとして登録された自動車で総務省令で定めるものを加えること。

(三) 昭和58年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車その他の排出ガス保安基準に適合する自動車について、自動車登録ファイルに次に掲げる排出ガス保安基準のい

れかに適合するものとして登録された自動車で総務省令で定めるものを加えること。（附則第16条の2の6関係）

イ 平成14年自動車排出ガス規制

ロ 平成15年自動車排出ガス規制

- 2 平成17年自動車排出ガス規制に適合する自動車の取得に係る税率の特例措置の対象範囲を、自動車登録ファイルに同規制に適合するものとして登録された自動車を総務省令で定めるものとする。（附則第16条の2の6関係）

十 軽油引取税

- 1 補完的納税義務を負う軽油の製造の用に供した施設又は設備を所有する者について、その細目を定めること。（第56条の2の4関係）
- 2 元売業者の指定の取消しの要件について、道府県の徴税吏員又は総務省の職員による質問検査を拒否したこと等を加えること。（第56条の5の3関係）
- 3 仮特約業者の指定の取消しができる場合について、道府県の徴税吏員又は総務省の職員による質問検査を拒否した場合等を加えること。（第56条の5の5関係）
- 4 特約業者の指定の取消しの要件について、道府県の徴税吏員又は総務省の職員による質問検査を拒否したこと等を加えること。（第56条の5の7関係）
- 5 免税軽油使用者証の交付の申請及び返納について、手続き等の細目を定めること。（第56条の7関係）
- 6 免税軽油使用者証及び免税証を交付しない場合について、その細目を定めること。（第56条の8の2関係）

十一 事業所税

- 1 鉄軌道事業者がその本来の事業の用に供する施設に対する非課税措置について、その対象から発電施設を除外すること。（第56条の36関係）
- 2 大阪湾臨海地域開発整備法に規定する開発地区において整備される中核的施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その対象となる施設の取得価額の要件を、一の構成施設について3億円（現行2億5,000万円）

超に、一の中核的施設について13億円（現行12億円）超にそれぞれ引き上げること。（附則第16条の2の10関係）

- 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する広域的処理の特例に係る環境大臣の認定を受けて行う一般廃棄物又は産業廃棄物の処理の事業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その対象を収集、運搬又は処分の事業の用に専ら供する施設のうち事務所以外の施設とすること。（附則第16条の2の10関係）
- 4 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法に規定する特定施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その対象から電気通信研究開発促進施設、電気通信高度化基盤施設、国際会議場施設及び衛星通信・高度情報化建築物を除外すること。（附則第16条の2の10関係）

十二 その他

- 1 地方団体の長が証明書を交付しなければならない地方団体の徴収金に関する事項に固定資産課税台帳に登録された事項を含めることとし、これに伴う所要の規定の整備を行うこと。（第6条の21、第52条の15関係）
- 2 特殊法人等整理合理化計画に基づき特殊法人等が独立行政法人等に移行することに鑑み、法人住民税、法人事業税、不動産取得税、固定資産税等について、法人の出資及び業務の内容等に応じ、当該独立行政法人等に対し、現在の特特殊法人等に対する非課税措置を継続する等の所要の措置を講ずること。（第37条の2の3、第37条の4の3、第37条の4の4、第37条の5、第37条の5の2、第37条の5の3、第37条の8、第37条の9の9、第38条の2、第38条の3、第39条の3、第39条の5、第51条の5、第51条の15の6、第52条の2の2、第52条の3、第54条の13の23、第54条の20の4、第54条の31、第54条の32、第54条の45、附則第6条の16関係）
- 3 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令に関する事項

- 1 東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法に基づき取得される一定の空港の用に供する固定資産に係る交付金算定標準額の特例措置について、その対象資産となる固定資産の細目を定めること。（附

則第 7 項関係)

- 2 国又は地方公共団体が財団法人日本国際博覧会協会に無償で貸し付ける固定資産で2005年日本国際博覧会の会場内において当該博覧会の用に供するものについて、市町村交付金の交付対象から除外すること。(附則第 9 項関係)

第三 その他

- 1 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 2 前記第一の十の改正は平成16年 6 月 1 日から、第一の十二の 2 の改正は独立行政法人等の設置等の日から、第二の 1 の改正は東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法の施行の日から、その他の改正は平成16年 4 月 1 日から施行すること。

3. 附帯決議

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案及び所得譲与税法案に対する附帯決議

[平16.3.5 衆議院総務委員会]

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 地方税は地方公共団体の重要な自主財源であることにかんがみ、地方分権の進展に応じて地方公共団体がより自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、地方における歳出規模と地方税収入との乖離をできるだけ縮小する観点に立って、課税自主権を尊重しつつ、税源移譲を含め、国と地方の税源配分の在り方を抜本的に見直し、地方税源の充実確保を図ること。
- 二 所得税から個人住民税への本格的な税源移譲については、平成18年度までに確実に実施し、その際には、税源の偏在性が少ない税体系を構築するとともに、個人住民税の負担分任性、応益性をさらに明確化するという観点からその方策を検討すること。
- 三 地域における受益と負担の関係を明確化し、地方分権の推進を図る観点から、課税自主権を更に活用しやすくなるよう、法定外税に係る国の関与の在り方について検討を進めるとともに、制限税率の見直しなど地方の税率設定の自由度の拡大を図ること。
- 四 税制の簡素化、税負担の公平化を図るため、非課税等特別措置については引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。
- 五 今後の固定資産税については、同税が地方税の基幹税目となっていることを理解しつつ、納税者の負担感に配慮すること。

(参考)

1. 平成十五年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案要綱

[平成16. 1. 28 衆議院財務金融委員会]

一 平成十五年度に政府等から交付される水田農業経営確立助成補助金等について、税制上次の軽減措置を講ずるものとする。

1 個人が交付を受ける同補助金等については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、その収入を得るために支出した金額とみなす。 (第1条関係)

2 農業生産法人については圧縮記帳の特例を設け、当該法人が交付を受ける同補助金等については、交付を受けた後二年以内に、事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てる場合には、圧縮額を損金に算入する。 (第2条関係)

二 この法律は、公布の日から施行するものとする。 (附則関係)

2. 平成15年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律施行令案要綱

[平成16. 2. 10 閣議決定]

1 平成15年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律の施行に伴い、農業生産法人が圧縮記帳の特例の適用を受ける場合の手続きの細目として、次につき規定を設けることとする。

(1) 圧縮記帳の経理の方法（第1条関係）

(2) 水田農業経営確立助成補助金等の交付を受けた日の属する事業年度内に固定資産の取得又は改良をしなかった場合の特別勘定の設定及びその処理の方法（第2条関係）

2 この政令は、公布の日から施行することとする。

3. 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の説明書

[平成 16. 2. 27 閣議決定]

一 概説

1 条約の成立経緯

(1) 昭和四十六年三月八日に東京で署名された我が国とアメリカ合衆国との間の現行租税条約が条約締結以来相当年を経ていることから、平成十三年十月以降、両政府は同条約の見直しのための交渉を行ってきた。その結果、条約案文について最終的合意をみるに至ったので、平成十五年十一月六日にワシントンにおいて、日本側加藤特命全権大使とアメリカ合衆国側スノー財務長官との間でこの条約の署名が行われた。

(2) 我が国は、これまでにアメリカ合衆国とのものを含め四十四の租税条約を締結している。この条約は、OECD条約モデルを踏まえつつも、条約の特典の濫用を防止するための規定など現行条約にも我が国のこれまでの条約例にもない幾つかの新しい規定を盛り込んでいる。

2 締結の意義

この条約は、現行条約に代わるものであり、この条約を含めこれまでに我が国が諸外国との間で締結してきた租税条約と同様に、経済的、人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税を可能な限り回避するとともに、二重課税が発生する場合にはこれを排除することを目的として、我が国とアメリカ合衆国との間で課税権を調整するものである。この条約を現行租税条約と比較した場合における特色としては、投資所得に対する源泉地国における税率の上限を全体的に引き下げるとともに、一定の親子関係にある会社間の配当、使用料及び一定の金融機関等が受け取る利子については免税としていること、また、条約の特典の濫用を防止するため、締約国の居住者のうち一定の要件を満たしたものに対してのみ条約の特典を認めることとし、両国において課税上の取扱いが異なる事業体に関する条約の適用関係を具体的に明らかにすることにより、これらの事業体又はその構成員等の取得する所得に対して、一定の要件の下、条約の特典が与えられるものとしていること、更には、両締約国に対し、相手国の課税のために情報を入手する十分な権限をそれぞれの税務当局に対して国内法上付与することを確保するための必要な措置を講ずることを義務付ける規定等を取り入れたことが挙げられる。これにより、我が国とアメリカ合衆国と

の間の二重課税回避の制度が更に整備され、両国間の資本及び人的資源等の交流が一層促進されることが期待される。

二 条約の主要な内容

この条約は、前文、本文三十一箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成っているほか、この条約とともに交換公文が作成されており、それらの主要な内容は、次のとおりである。

1 適用対象及び定義に関する規定

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用することを定めている（第一条及び第二条）。また、「租税」、「者」、「法人」、「国民」、「国際運輸」、「権限のある当局」、「一方の締約国の居住者」、「恒久的施設」等の用語を定義するとともに、両締約国の間で課税上の取扱いが異なる事業体について、これらの事業体又はその構成員等の取得する所得に対して、一定の要件の下、条約の特典が与えられること（第三条、第四条及び第五条）を定めている。

2 二重課税の回避等のための規定

不動産所得については、不動産所在地国において課税することができること（第六条）、一方の締約国の企業の利得（事業所得）については、当該企業が相手国内に恒久的施設を有する場合で、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ相手国において課税されること（第七条）、国際運輸業所得については企業の居住地国においてのみ課税されること（第八条）を定め、配当、利子及び使用料については、源泉地国の税率の上限（第十条から第十二条）について規定している。また、不動産の譲渡収益及び恒久的施設に係る動産の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができること（第十三条）、給与所得については、原則として役務提供地国で課税されるが、給与取得者の相手国滞在期間が百八十三日を超えない等一定の場合は相手国で課税できないこと（第十四条）、法人の役員報酬については、法人居住地国において課税することができること（第十五条）を定め、また、退職年金及び政府職員の報酬等についての課税の原則（第十七条及び第十八条）について規定している。更に、前記の所得以外の所得については、当該所得が相手国において生ずる等一定の場合を除くほか、受領者の居住地国においてのみ課税することができること（第二十一条）を定めている。

3 条約の特典の制限に関する規定

この条約においては投資所得に対する源泉地国における税率の上限を全体的に引き下げられることから、相手国居住者のうち、個人、政府、一定の公開会社及びその関連会社、一定の公益団体、一定の年金基金、一定の要件を満たす法人等について、この条約の特典を受ける権利が与えられること（第二十二條）を定めている。

4 二重課税の排除の方式に関する規定

我が国及びアメリカ合衆国においてはいずれも外国税額控除方式により二重課税を排除することを定めている（第二十三條）。

5 その他

両締約国の企業の間には商業上又は資金上の特別な関係がある場合における所得の計算方法、その場合の課税上の調整方法及び調整の期間制限（第九條）、租税に関する無差別取扱い（第二十四條）、納税者の不服申立て及び権限のある当局の間の協議（第二十五條）、この条約又はすべての種類の租税に関する法令の実施に関連する情報の交換及び相手国の課税のために情報を入手する十分な権限をそれぞれの税務当局に対して国内法上付与することを確保するための必要な措置を講ずべきこと（第二十六條）、この条約の不正利用の防止を目的とする租税の徴収共助（第二十七條）、外交官又は領事官の租税上の特権とこの条約との関係（第二十八條）、一方の締約国の国内法の改正等に伴う問題解決のための協議（第二十九條）等について規定しているほか、効力発生、現行租税条約の適用・終了（第三十條）及びこの条約の効力存続期間（第三十條）について規定している。

6 議定書

外国保険業者の発行した保険証券や我が国で設立されたアメリカ合衆国の民間財団等に対するアメリカ合衆国消費税の取扱い（第一項）、一般的定義条項における「法人以外の団体」に含まれる団体（第二項）、一般的定義条項における「年金基金」の範囲（第三項）、恒久的施設が事業をやめた後に発生する利得の取扱い（第四項）、特殊関連企業に関し、企業の利得を決定する場合の独立企業原則の適用（第五項）、アメリカ合衆国の不動産投資信託等が「分散投資」しているとされる場合（第六項）、配当条項における一定の場合の課税所得の算定方法（第七項）、有価証券の貸付け等に関連する料金等に対する課税上の取扱い（第八項）、アメリカ合衆国の不動産投資信託が同国内の不動産譲渡収益を原資として行う分配についての課税上の取扱い（第九項）、スト

ックオプションに関する課税上の取扱い（第十項）、特典制限条項における「通常取引」しているとされる場合（第十一项）、特典制限条項における営業又は事業の活動に従事しているか否かの決定（第十二項）、匿名組合契約等によって設立された仕組みの取扱い（第十三項）について規定している。

7 交換公文

アメリカ合衆国における国際運輸業所得に対する住民税又は事業税の賦課の回避のための説得義務（第一項）、恒久的施設に帰せられる利得の決定（第二項）、移転価格課税事案に関する経済協力開発機構の移転価格ガイドラインの採用（第三項）、我が国における配当の支払を受ける者が特定される日（第四項）、利子条項における「債券」の範囲（第五項）、情報交換条項における租税の「管理」に関与する「当局」の範囲（第六項）、情報交換条項における「監督機関」の範囲（第七項）、両締約国の権限のある当局が情報を入手するための権限の範囲（第八項）について規定している。

三 条約の実施のための国内措置

この条約の規定を実施するため、所得税法等の一部を改正する法律案が今次国会に提出されている。

四 条約と現行租税条約との事項別対照表

	事 項	本 条 約	現行租税条約
1	対象範囲	第一条	なし
2	対象税目	第二条	第一条
3	一般的定義	第三条	第二条
4	居住者	第四条	第三条
5	条約と国内法との関係	なし	第四条
6	恒久的施設	第五条	第九条
7	不動産所得	第六条	第十五条
8	事業所得	第七条	第八条
9	国際運輸業所得	第八条	第十条
10	特殊関連企業	第九条	第十一条
11	配当	第十条	第十二条
12	利子	第十一条	第十三条
13	使用料	第十二条	第十四条
14	譲渡収益	第十三条	第十六条
15	自由職業所得	なし	第十七条
16	給与所得	第十四条	第十八条
17	役員報酬	第十五条	第十八条
18	芸能人所得	第十六条	なし
19	年金	第十七条	第二十三条
20	政府職員	第十八条	第二十一条
21	学生	第十九条	第二十条
22	教授	第二十条	第十九条
23	特典の享受	なし	第二十二条
24	その他所得	第二十一条	なし
25	特典制限	第二十二条	なし
26	二重課税排除	第二十三条	第五条
27	所得源泉	なし	第六条
28	無差別取扱い	第二十四条	第七条
29	相互協議	第二十五条	第二十五条
30	情報交換	第二十六条	第二十六条
31	徴収共助	第二十七条	第二十七条
32	外交官	第二十八条	第二十四条
33	協議	第二十九条	なし
34	発効	第三十条	第二十八条
35	終了	第三十一条	第二十九条

二 税制改正関係法律案等の審議経過

〔第159回国会（通常国会）〕

会期：16.1.19～16.6.16

区 分	内 閣		国 会 提 出	衆 議 院			参 議 院			公 布	
	次 官 会 議	閣 議		趣 旨 説 明	付 託	提 案 理 由	審 査 月 日	可 決	本 会 議 可 決	月 日	番 号
法 案 名 等											
所得税法等の一部を改正する法律案	2/2	2/3	2/3	2/17	2/17	2/25	2/26, 27	(備) 3/5	3/5	3/31	14
地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案	2/5	2/6	2/6	2/19	(建) 2/19	2/24	2/26, 3/2	(備) 3/5	3/5	3/31	17
所得課税と税法案	2/5	2/6	2/6	2/19	(建) 2/19	2/24	2/26, 3/2	3/5	3/5	4/1	26
平成15年度税制改正の大綱	12/19	12/20									
平成15年度税制改正の要綱	1/15	1/16									
平成15年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案	1/28	1/29	1/28	-	(建) 1/28	1/28		1/28	1/29	2/16	2
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約	2/26	2/27	2/27	-	(建) 2/27	3/2	3/2	3/10	3/11	3/30	2
平成16年度予算案		12/24	1/19	1/19 財政演説	1/19	1/23	(基本) 2/10, 12, 13 (集中) 2/24, 25, 3/3, 4 (一般) 2/16, 17, 18 19, 20, 23, 24, 3/3, 4 (公聴会) 2/26, 27 (分科会) 3/1, 2 (締切) 3/5	3/5	3/5	3/26	成立